

議案第 42 号

三朝町多目的研修会施設運営審議会条例等の一部改正について

次のとおり三朝町多目的研修会施設運営審議会条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年3月10日

三朝町長 吉田 秀光

平成10年3月20日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町多目的研修会施設運営審議会条例等の一部を改正する条例

（三朝町多目的研修会施設運営審議会条例の一部改正）

第1条 三朝町多目的研修会施設運営審議会条例（昭和62年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「町農業協同組合理事」を「鳥取中央農業協同組合理事」に改める。

（三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の一部改正）

第2条 三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例（昭和45年三朝町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「三朝町農業協同組合」を「鳥取中央農業協同組合」に改める。

（三朝町産業振興審議会設置条例の一部改正）

第3条 三朝町産業振興審議会設置条例（昭和62年三朝町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「町農業協同組合」を「鳥取中央農業協同組合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。